

## 監査役が会社を代表するということ—昭和HDの監査費用請求事件

※ 本稿は筆者個人の意見を記したものであり、一般社団法人 監査懇話会の公式な見解とは必ずしも一致致しません。

### ・初めに

会社法 386 条 1 項 1 には「監査役設置会社が取締役に対し、訴えを提起する場合は、監査役が会社を代表する」とある。つまり、社長ら取締役の意向と異なる問題提起をすることができるように、社長ら取締役の責任追及を提起する場合は、社長ではなく監査役が会社の代表となると会社法は作られている。

しかしながら、多くの難関が待ち構えている。その一つがこの監査費用の問題である。取締役会が「監査役権限の濫用」だと決めつけ、支払いを拒否する恐れは十分にある。

昭和 HD(元昭和ゴム)社外監査役 山田剛夫 (たけお) 氏は、会社を代表して、社長ら取締役を提訴するための裁判所への申立手数料 635 万円を個人で立替えたのに、「監査役権限の逸脱・濫用」だとされ、会社に支払ってもらえず、やむなく償還請求訴訟を起こし、勝訴となった事件 (2012.7.25 東京高裁判決 (商事法務 15.11.25 2084 号。判決文は判例時報 15.11.1 2268 号) の判決文を通じて、監査役がどのようにその任務を果たしたのかを紹介する。

以下は、東京高裁の判決文をもとに執筆した。ページのみの記載は上記判例時報のページである。

### ・責任追及訴訟の経過

2008年6月29日開催の株主総会の監査役監査報告書に、山田監査役は、①光ファイバー事業と②輸入自動車販売とで多額の損失が発生しており、調べてみると、①光ファイバー事業については、投融資の判断に際し、慎重な事業性調査及び与信の調査がなされぬままに実行され、9.8億円の損失が計上され、②輸入自動車販売は定款外の事業であり、かつ、誤った与信供与、不適切な回収方法により11.8億円の損失が発生したとして、取締役の善管注意義務違反があったと記載した

これに対し、会社及び顧問弁護士は、輸入自動車販売は、子会社が行ったもので、かつ、子会社と債務者の間で回収に向けて相当の措置を講じている。一方、光ファイバー事業は新株予約権を割当てたP社から「将来性のある事業」と持ち掛けられたもので、当時、山田氏はP社の監査役を務めていたから、同人に相応の責任があるなどと反論した (2008.6.14 昭和ゴム HP 「当社第107回定時株主総会の報告書の監査報告書における監査役意見についてのお知らせ」)。

会社が原告 (代表者は山田監査役) となり、①2008年6月18日に、光ファイバー事業について、6名の取締役に対して9.8億円の、②同月24日に、輸入自動車販売事業について、社長ら7名の取締役に対して11.8億円の、善管注意義務違反に基づく損害賠償請求を千葉地裁松戸支部に提起した (2009.2.23 同社ホームページ「当社による当社取締役に対する訴訟提起に関するお知らせ」)。

実は1株主が、山田監査役に対し、2008年5~6月に、光ファイバー事業及び自動車事業につき、

社長ら取締役の責任追及訴訟を提起するよう送達していた。山田監査役は、これを受けての提訴であった（131ページ）。

山田監査役は2008年6月の株主総会にて任期満了し、後任の戸谷雅美監査役（弁護士。2009.6.29 同社が委員会設置会社となり同氏は監査委員長に就任）が当訴訟を引継いだ。

2011年5月13日千葉地裁松戸支部判決は、①光ファイバー事業については請求を棄却し、②の輸入自動車販売事業については11.8億円の請求を認容した（128ページ。なお当判決文は公表されていない）。

ただし、被告である社長らは控訴し、2年後の2013年5月13日に東京高裁にて和解（内容は不明）が成立している（2013.5.30 昭和 HD ホームページ「当社取締役に対する責任追及訴訟の完全終結に関するお知らせ」及び山田康弘「業務執行権限なき監査機関の是正機能」立命館法学 2014 巻 5/6 号 330 ページ）。

実は、2011年5月6日、つまり判決の出る7日前、2011年6月28日開催の定時株主総会に対して「訴訟①及び②の取締役責任の一部免除（責任限度額の範囲に止める）」の株主提案が出され（注1）、約97%の賛成を以て可決されたことを受けたこと、②の外国自動車販売事業で債務者との和解が成立したこと、裁判が長期に亘ったことなどで、和解に持ち込まれたようである（2012.10.1 昭和 HD ホームページ「当社子会社における和解による損害賠償請求訴訟の解決に関するお知らせ」）。

（注1）会社が取締役の任務懈怠責任の一部免除を株主総会の特別決議の議案として提出する場合は、全監査役の同意と取締役に善意かつ重大な過失がないことが条件となる（会社法第25条第1及び3項）。ただし、株主が提案する場合は監査役の同意は不要となるので、筆頭株主（P社にあらず）が提案したのであろう。しかし「善意かつ重大な過失」の有無については、裁判所の判断によらねばならないし、かつ、監査役が提起し、獲得した訴訟判決により（11.8億円支払えとの）「債務名義」が株主総会の決議によって、その執行が「限度額範囲内」という判断が取締役会に委ねられることについて、本当にそれでよいのかという疑義が生じる。こういう事情で、和解成立まで時間を要したものと推測する。（山田康弘「業務執行権限なき監査機関の是正機能」立命館法学 2014 巻 5/6 号 331 ページを参考にした）。

## ・ 監査費用請求事件の論点

山田元監査役（原告）は①及び②の提訴に際し、裁判所への申立手数料合計635万円を会社の代表として支出したとして、会社法388条第2号に基づき、会社に費用償還請求を行った。

会社（被告）の反論は、光ファイバー事業に関連してP社と昭和HDとの間で新株予約権の取扱に関し意見の食違いがあり、山田氏はP社の監査役であったことから、P社の代表取締役の個人的な利益（昭和HDの経営権の篡奪）を図るために、監査役としての権限を濫用して提起したものであり、「監査役職務の執行に必要なでない費用」と主張した（126ページ）。

判決は、一審（横浜地裁 2012年2月13日）及び二審（東京高裁 2012年7月25日）とも、山田氏が提訴時に立替えた裁判所への申立手数料635万円の会社への請求を認容した（注2）。これらの判決文の一端を以下紹介する（簡略化にて記載した）。

（注2）弁護士費用については、原告の弁護士が①及び②の訴訟につき着手金合計6,671万円を会社に2008.6.26 請求し、2008.7.3 催告している。（同132ページ）。

P社の代表取締役と意を通じた原告が、監査意見の公表や訴訟の提起を駆引きの材料にしようとしたことを直ちに否定することはできないものの、この訴訟によりP社またはその代表取締役が利

益を得るものではない。提訴は1株主の提訴請求を経て行われたもので原告は監査役としての職責を果たしたに過ぎないということもできる（同133ページ）。

監査役が代表となり、会社が取締役に対してその責任を迫及する訴訟は、それ自体、これを提起する監査役に直接の財産的利益をもたらす性質のものではないから、その訴訟の提起が権利の濫用に当たるか否かの判断は、それによって会社から金銭を脅し取るなど不当な個人的利益を獲得する意図に基づくものであるとか、取締役の違法事由が軽微又はかなり古い過去のものであるとともにその違法行為によって会社に生じた損害も甚だ少額であって、今更その取締役の責任を迫及するほどの合理性、必要性に乏しく、結局会社ないし取締役に対する不当な嫌がらせを主眼としたものであるなどの特段の事情がある場合に限り、これを（監査役権限の）濫用と解するのが相当である（133～134ページ）。

被告は、原告による訴えが不当な目的であれば費用請求が認められないというが、会社法388条（注3）は株主代表訴訟についての同法847条第1項ただし書き（注4）と異なり、監査役による費用請求に目的要件は規定していないこと、監査役は会社に対して善管注意義務を行うものであり、その内心の目的にかかわらず、職務執行に必要な行為を行わねばならず、これを懈怠した場合は損害賠償責任を負うこと等から、特段の事情の有無を判断すべきである（134ページ）。

②訴訟（輸入自動車販売事業）については取締役の任務懈怠が認定され、11億円を超える額の請求が認められていること、①訴訟（光ファイバー事業）については、原告は株主の提訴請求を受け監査役3名で監査役会を開催し、関係取締役から事情聴取の上、訴訟を提起し、後任の監査役も訴訟を継続する判断を行ったのであって（注5）、会社ないし取締役に対する不当な嫌がらせを主眼としたものなどの特段の事情があるとは認められない（134ページ）。

（注3）会社法388条「監査役がその職務の執行について監査役設置会社に対して次に掲げる請求をしたときは、当該監査役設置会社は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、それを拒むことはできない。イ.費用の前払いの請求 ロ.支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求 ハ.負担した債務の債権者に対する弁済の請求」

（注4）会社法847条1「・・・株主は・・・株式会社に対し、・・・役員等・・・の責任を迫及する訴え・・・の提起を請求することができる。ただし、責任迫及等の訴えが当該株主若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該株式会社を損害を加えることを目的とする場合はこの限りではない」

（注5）監査役会においては山田氏以外の2名の監査役は、「監査役として提訴することについては消極的な態度であった」（同132ページ）が、原告代表（山田氏）を引継いだ戸谷氏は「訴訟提起の目的は不当なものであった疑いがあるものの、訴訟手続きに必ずしも明確な違法はなかったものと判断し、訴訟を進行させることとした」と法廷で陳述している（132ページ）

## ・ 結び

山田氏（1938年生まれ）は、三井物産で財務畑を歩き、2005年にP社監査役、2007年にP社の光ファイバーの業務提携先であり、新株予約権の割当先の昭和ゴムの社外監査役となり、翌年、任期満了で退任（前任者の残り期間のみの就任と推定）している。

この高裁判決の持つ意味は次の2点であろう。

取締役責任迫及訴訟において、山田氏は、P社から送り込まれたといってもよい昭和ゴム監査役への就任だったにも拘わらず、2つの事業への投資に疑義を持ち、しかも、そのうちの一つ光ファ

イバー事業は自ら監査役を務めた P 社をも巻き込むことになるにも拘わらず、又取締役会の反対を受けながら、株主総会で疑義を報告した後、社長ら取締役の責任追及の提訴を行った。たった 1 年の間で、「P 社の回し者」と疑われる中での、「監査役」としての義務を果たさんがための行動だったと考える。その訴訟を引継いだ後任の戸谷監査委員（現在同社の取締役報酬委員）は、迷いながらもこの訴訟を継続し、経営権を巡る争いの中での訴訟という状況に拘わらず、少なくとも②輸入自動車販売事業では取締役の賠償責任を認めさせ、さらに重要なことは①の光ファイバー事業についての提訴についても監査役権限の濫用ではなく、監査役としての職務執行に必要な行為としてこれを支持した判決を得ることができたということ、これが 1 点目である。

この監査費用請求訴訟の高裁判決について、ビジネス法務の部屋で山口利昭弁護士は「モノ言う監査役さんを支援する重要判例」と評価している。

2015 年 5 月施行の改正会社法にて、内部統制システムで構築・運用されるべき項目として、「監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項」が新設された（会社法 348 条第 3 項 4 号、会社法施行規則第 98 条 4 項 7 号及び第 100 条 3 項 7 号）。これは、山田氏が提起した監査費用請求訴訟に加え、トライアイズの元監査役・古川孝宏（たかひろ）氏が起こした名誉毀損訴訟及び監査費用請求訴訟（2013.11.5 朝日新聞「記者有論 監査役が覚悟を持ったとき」加藤裕則記者）などの御苦勞に動かされて実現したものとする。これが 2 点目である。

違法行為や重大な損失の恐れ等が生じた場合、その対処において、監査役の見解と社長ら取締役との見解とが食い違った時こそ、監査役が勇気をもって立上らねばならない。それが会社法 386 条第 1 項 1 号でいう「監査役が会社を代表する」という意味である。（2016.1.30）